

令和4年7月保健業務主管課長会議事要旨

1 日 時 令和4年7月8日（金）9時30分～9時45分

2 場 所 市役所本庁舎地下1階第8共通会議室

3 出席者

（構成員）

各区保健業務主管課長、課長代理

（事務局）

健康局健康推進部健康施策課長、保健所管理課長

4 議 題

- (1) 令和4年国民健康・栄養調査について
- (2) 大阪市高齢者実態調査等の実施について
- (3) その他

(1) 令和4年国民健康・栄養調査について

【保健所管理課保健副主幹より資料に基づき説明】

本調査は健康増進法第10条に基づき、国民の身体の状況、栄養素等摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的に毎年11月に実施している。（令和2年度、3年度は調査中止となっている。）

厚生労働省からの内定通知に基づき、本調査の内定地区を所管する保健福祉センターに、調査地区、調査世帯に対する説明会等の準備、本調査の実施、実施後の調査票整理と調査世帯への結果通知等の協力を依頼する。

【区】 該当地区の近隣に集会所等の場所が無く、地区を変更してもらうことは可能か。

【説明者】 国からの通知で決められているため、変更はできかねる。

【区】 現地には出向いてはないが、地図で見た限りでは集会所等の場所が無い場合、何かいい方法が無いか相談させていただきたい。

(2) 大阪市高齢者実態調査等の実施について

【福祉局高齢者施策部介護保険課長代理より資料に基づき説明】

- ・令和4年9月から大阪市高齢者実態調査等を実施予定。
- ・この実態調査等は各区の高齢者、介護保険サービス利用者等を対象に無作為抽出により実施する。
- ・調査実施にあたっては、調査対象者からの問い合わせが想定される。
- ・問い合わせ先は、福祉局高齢福祉課、介護保険課となっているが、各区に問い合わせ等が入る場合も想定されるため、事前に、高齢者実態調査の全体概要等について情報提供する。